

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は多摩市硬式庭球連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、理事長宅に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、硬式庭球の普及を通じ、多摩市民の健全なる心身の向上と市民相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催。
- (2) 対外試合への選手の選出及び派遣。
- (3) 講習会等の実施。
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第2章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、多摩市在住者又は在勤、在学するものによって構成する硬式庭球団体で、次条により登録されたものをもって組織する。

(登録)

第6条 本連盟の趣旨に賛同し、加盟しようとする団体は、別に定める登録申請書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(脱退)

第7条 本連盟の加盟団体が脱退するときは、本連盟に脱退届を提出しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事長 1名

理事 20名以内

会計 1名

監事 2名以内

- 2 役員は加盟団体より推薦された候補者の中から総会において選出する。
- 3 役員の推薦に関する事項は別に定めるものとする。
- 4 年度途中において、役員退任者が生じた場合は、役員会にて後任者を決定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、会計は1期までとする。

- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。
- 3 補充による役員は、前任者の就任期間とする。

(相談役)

第10条 本連盟に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役任期は、第9条に準じる。

(役員職務)

第11条 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事長は、本連盟の庶務を司り、理事会を統括し、会務を処理する。
- 4 理事は、業務を分掌し、業務を処理する。
- 5 会計は、本連盟の会計業務をつかさどる。
- 6 監事は、本連盟の経理を監査する。

第4章 会議

(会議)

第12条 会議は総会及び役員会並びに理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時総会は、役員会が必要と認めるとき会長が招集する。

(総会の議決)

第14条 総会は、役員及び加盟団体の代議員をもって構成し、代議員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

(代議員)

第15条 代議員は、各加盟団体より3名以内を選出する。

(総会の議決事項)

第16条 総会において、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認。
- (2) 事業計画及び収支予算の決定。
- (3) 役員を選出。
- (4) 規約の変更。
- (5) その他、役員会で必要と認められた事項。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、理事長及び会計役員で構成し、会長が必要と認めるときに会長が招集する。

- 2 役員会は、総会の議決事項の執行と、業務推進のため、随時開催する。

(理事会)

第18条 理事会は、役員会を構成する役員及び理事役員で構成し、役員会の要請により、会長が招集する。

- 2 理事会は、役員会が必要と認められた事項を審議する。

第5章 会計

(会計年度)

第19条 本連盟の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第20条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってまかなう。

(会費)

第21条 本連盟の会費は、別に定める。

付則

- 1 この規約に定めのない事項については、必要の都度役員会で定める。
- 2 昭和54年3月25日 規約施行
平成元年5月13日 規約改定(第8, 9, 10, 13, 17条)
平成13年4月15日 規約改定(第2, 8, 9, 11, 12, 17条, 18条追加)